

木造住宅の耐震診断を支援します

次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ります。

○対象住宅

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するものです。また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。（所有者が複数の場合は代表者）

①一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（床面積の $\frac{1}{2}$ 以上が住宅であるものに限る。）で、2階以下のもの。

②昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。

③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの（丸太組工法及びプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外）。

④過去に町が実施する耐震診断を受けていないこと。

○診断費用（個人負担）

一戸あたり2,000円

○募集戸数 先着2戸

○お申し込み期間

6月1日(木)～8月31日(木)（閉庁日を除く。定数に達し次第終了します。）

○受付時間

午前8時30分～午後5時15分

○必要書類

・申込書

・建築時期及び延床面積が確認できるもの

・概略平面図（建築確認申請書があればその写し）

○お申し込み方法

申込書（都市建設課に備え付け、または町ホームページからダウンロード）に所定の事項を記入のうえ都市建設課までお申し込みください。

○お申し込みから診断まで

申込受付後、内容の審査を行い、派遣の有無を決定し通知を発送します。

派遣が決定した方については、個人負担金納入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行います。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

※ご注意ください

町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をするとはありません。

疑わしいセールズ等には十分ご注意ください。

○お問い合わせ及び受付窓口

都市建設課

市街地整備推進室

☎(84)3347（直通）

医療福祉費（マル福）受給者証の更新とひとり親家庭、重度心身障害者の方

ひとり親家庭、重度心身障害者の方のマル福受給者証は6月30日(金)までが有効期限となっております。受給要件を満たす方については、6月下旬（予定）に新しい受給者証を郵送します。

なお、次に該当する方は、これまでどおり役場窓口において更新手続きが必要ですので、7月末までに行ってください。

・転入された方や本人および扶養義務者の所得が確認できない無申告の方

・受給者証の記載内容に変更がある方（被保険者証の変更等）

※更新の手続きが遅れた場合、手続きを行った月からの受給

となりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965（直通）

空き地の適正な管理をお願いします

空き地に雑草や枯草が繁茂すると、害虫や火災が発生しやすくなったり、ごみ等の不法投棄を招いたりします。

町では、良好な環境を保全するために、「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」を定めています。

空き地の所有者（管理者）は、雑草の刈り取りを行うなどして、土地の適正管理に努めていただきますよう、よろしくお願ひします。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G

☎(84)3618（直通）